

令和3年度

教育委員会定例会  
(2月)

令和4年2月8日(火)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日時 令和4年2月8日(火) 午後3時  
場所 教育長室

## 1 開会

## 2 前回議事録の承認

## 3 教育長及び委員の報告

## 4 議事

- (1) 議案第27号 鹿屋市教育長職務代理者の指名について (P2)
- (2) 議案第28号 令和3年度鹿屋市一般会計補正予算(第13号)に係る意見の申出について (P4)
- (3) 議案第29号 鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について (P9)

## 5 報告

- (1) 教育委員の任命について (P12)
- (2) 令和3年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について (P13)
- (3) 鹿屋市美術展について (P14)
- (4) 優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)について (P15)

## 6 動議の討論等

## 7 その他

## 8 閉会

議案第27号

鹿屋市教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第13条第2項の規定に基づき、  
会議に付議する。

令和4年2月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和4年2月16日付けで、鹿屋市教育長の職務代理者を指名したいので、本案を提出するものである。

【 省 略 】

議案第28号

令和3年度鹿屋市一般会計補正予算（第13号）に係る意見の申し出について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年2月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和3年度鹿屋市一般会計補正予算（第13号）のうち教育委員会の所管に係る分について、市長に意見を申し出ようとするものである。

# 令和3年度3月補正予算の概要

## 【教育総務課】

### 1 補正の理由

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」等に基づき、令和3年度補正予算（案）が閣議決定されたことを受け、令和4年度当初に予定していた事業を前倒しすることに伴う増額補正と入札執行残等により減額補正を行うもの。

### 2 補正の内容

#### 【歳出】

- |                            |     |            |
|----------------------------|-----|------------|
| (1) 教育委員会事務局経費             | 補正額 | ▲ 872 千円   |
| 指導主事の転入による赴任旅費の執行残による減額    |     |            |
| (2) 小学校学校管理経費              | 補正額 | ▲ 1,210 千円 |
| 入札執行残による減額                 |     |            |
| (3) 中学校学校管理経費              | 補正額 | ▲ 1,723 千円 |
| 入札執行残による減額                 |     |            |
| (4) 小学校施設大規模改造事業           | 補正額 | 312,271 千円 |
| 国の経済対策により、令和4年度事業を前倒しで行うもの |     |            |
| (5) 中学校空調化推進事業             | 補正額 | ▲ 8,012 千円 |
| 入札執行残による減額                 |     |            |
| (6) 学校給食改革推進整備事業           | 補正額 | ▲16,744 千円 |
| 入札執行残による減額                 |     |            |
| (7) 公立学校施設現年発生単独災害復旧事業     | 補正額 | ▲ 3,092 千円 |
| 対象となる災害がなかったため、全額を減額するもの   |     |            |
| (8) 公立学校施設現年発生補助災害復旧事業     | 補正額 | ▲ 3,650 千円 |
| 対象となる災害がなかったため、全額を減額するもの   |     |            |

## 【学校教育課】

### 1 補正の理由

- ・国の補正予算に伴うG I G Aスクール運営支援センター設置等に係る増額補正
- ・新型コロナウイルス感染症拡大による大始良中学校の修学旅行中止（延期）に伴うキャンセル料補助を行うための増額補正
- ・北部学校給食センター給食に要する経費外9事業の実績等による減額補正

### 2 補正の内容

#### 【歳出】

- |  |     |           |
|--|-----|-----------|
| (1) かのやICT教育推進事業                                       | 補正額 | 16,750千円  |
| G I G Aスクール運営支援センター業務委託外（小学校 12,036千円、<br>中学校 4,714千円） |     |           |
| (2) 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助事業                                  | 補正額 | 672千円     |
| 生徒84人の一人当たり8,000円のキャンセル料補助                             |     |           |
| (3) 北部学校給食センター給食に要する経費                                 | 補正額 | ▲12,500千円 |
| 光熱水費の実績による減額、委託の入札執行残の減額                               |     |           |
| (4) 外国語指導助手経費  | 補正額 | ▲2,866千円  |
| 業務委託入札執行残の減額   |     |           |
| (5) 学校教育振興に要する経費                                       | 補正額 | ▲5,000千円  |
| 就学援助費実績による減額   |     |           |
| (6) 中学校スクールバス業務委託事業                                    | 補正額 | ▲11,000千円 |
| スクールバス運行業務の実績による減額                                     |     |           |
| (7) 学校保健安全に要する経費                                       | 補正額 | ▲1,000千円  |
| 健診実績に伴う減額  |     |           |
| (8) 学校給食に要する経費   | 補正額 | ▲1,200千円  |
| 検査手数料実績による減額   |     |           |
| (9) 南部学校給食センター給食に要する経費                                 | 補正額 | ▲1,000千円  |
| 管理委託入札執行残の減額   |     |           |
| (10) 会計年度任用職員経費  | 補正額 | ▲9,970千円  |
| 欠員補充分の減額（保健体育総務費 ▲3,858千円、<br>学校給食費 ▲6,112千円）          |     |           |

## 【生涯学習課】

### 1 補正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施出来なかった事業費の減額と指定管理施設のパート賃金改定見込額が不足したため、増額するもの

### 2 補正内容

#### 【歳入】

#### (1) 自主文化事業入場料収入 補正額 ▲300 千円

新型コロナウイルス感染症の影響で、「桜舞～花往きて～」を実施出来なかったための収入見込額（入場料）を減額するもの

#### 【歳出】

#### (1) 文化会館管理運営経費 補正額 ▲261 千円

西原土地改良区より、今年度から排水路管理を行っていないことから、令和3年度以降の使用料を請求しない旨の連絡があり270千円減額するもの

また、指定管理施設のパート賃金改定見込額が不足したため、9千円増額するもの

#### (2) 市民交流センター芸術・文化学習プラザ費 補正額 51 千円

指定管理施設のパート賃金改定見込額が不足したため、増額するもの

#### (3) 図書館管理運営経費 補正額 15 千円

指定管理施設のパート賃金改定見込額が不足したため、増額するもの

#### (4) 鹿屋青年会議所アドベンチャー事業 補正額 ▲400 千円

新型コロナウイルス感染症対策の為、事業未実施により減額するもの

#### (5) 文化のまち鹿屋魅力アップ事業 補正額 ▲3,751 千円

「桜舞～花征きて～」の公演が、新型コロナウイルス感染症対策のため未実施により減額するもの

#### (6) 文化会館長寿命化事業 補正額 ▲300 千円

予算移替予定であった建築住宅課と協議の結果、設計は不用と判断されたため、設計委託費を減額するもの

## 【中央公民館】

### 1 補正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響及び入札等執行残等による減額補正を行うもの

### 2 補正の内容

#### 【支出】

- |                                  |     |           |
|----------------------------------|-----|-----------|
| (1) 公民館等施設整備事業                   | 補正額 | ▲1,840 千円 |
| WiFi・ネットワーク設置業務委託の入札等執行残による減額    |     |           |
| (2) 公民館等施設老朽化対策促進事業              | 補正額 | ▲1,010 千円 |
| 中央公民館・東地区雨漏改修工事設計委託料の入札等執行残による減額 |     |           |
| (3) 鹿屋寺子屋事業                      | 補正額 | ▲1,000 千円 |
| 新型コロナウイルス感染拡大による開設減による報償金減額      |     |           |
| (4) 会計年度任用職員経費                   | 補正額 | ▲7,920 千円 |
| 吾平・串良の館長2名が再任用職員を配置したための人件費減額    |     |           |

## 【看護専門学校】

### 1 補正の理由

新型コロナウイルス感染症の影響による減額補正を行うもの

### 2 補正の内容

#### 【支出】

- |   |     |           |
|---|-----|-----------|
| (1) 看護学科管理運営経費（鹿屋）                                      | 補正額 | ▲2,000 千円 |
| ○特別旅費 △500 千円   |     |           |
| （新型コロナウイルス感染症発生に伴う実習中止及び県外看護学会議がオンライン会議へ変更となったことによる不用額） |     |           |
| ○使用料 △1,500 千円  |     |           |
| （新型コロナウイルス感染症発生に伴う実習中止による不用額）                           |     |           |

議案第29号

鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和4年2月8日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

教育相談に対応する専門委員を十分に確保するため、専門委員の選任について所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。

## 鹿屋市教育支援委員会条例の一部改正について

鹿屋市教育支援委員会条例（平成 23 年鹿屋市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害」を「障がい」に改める。

第 8 条第 2 項中「委嘱」を「委嘱又は任命」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) その他教育委員会が必要と認める者

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

鹿屋市教育支援委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育支援委員会条例 平成23年6月30日条例第20号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障がい</u>のある児童及び生徒の適切な就学指導及び継続した教育支援を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿屋市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を設置する。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第8条 就学判断及び指導について専門的事項を審査させるため、教育支援委員会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が<u>委嘱又は任命</u>する。</p> <p>(1) 心理学について学識経験を有する者</p> <p>(2) 言語障害及び情緒障害教育について学識経験を有する者</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 県立特別支援学校の教員</p> <p>(5) <u>その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>3 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 専門委員が欠けた場合の補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>○鹿屋市教育支援委員会条例 平成23年6月30日条例第20号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>障害</u>のある児童及び生徒の適切な就学指導及び継続した教育支援を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鹿屋市教育支援委員会（以下「教育支援委員会」という。）を設置する。</p> <p>(専門委員)</p> <p>第8条 就学判断及び指導について専門的事項を審査させるため、教育支援委員会に専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が<u>委嘱</u>する。</p> <p>(1) 心理学について学識経験を有する者</p> <p>(2) 言語障害及び情緒障害教育について学識経験を有する者</p> <p>(3) 医師</p> <p>(4) 県立特別支援学校の教員</p> <p>3 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 専門委員が欠けた場合の補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

報告(1) 教育委員の任命について

【 省 略 】

報告(2) 令和3年度鹿屋市立看護専門学校入学試験結果報告について

【 省 略 】

報告(3) 鹿屋市美術展について

( 別 紙 )

## 報告(4) 優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)について

### 第74回優良公民館表彰(文部科学大臣表彰)について

- 1 公民館名 東地区学習センター
- 2 館長名 出水澤 孝洋
- 3 表彰式 令和4年2月4日(金)  
※対面とオンライン配信を組み合わせて実施
- 4 開催場所 文部科学省 東館3階 第一講堂  
※東地区学習センターは、オンラインで参加
- 5 表彰理由
  - (1) 平成14年に開館以来、各種講座の開設や同好会の支援、地域住民の生き甲斐づくりや仲間づくりに努めている。
  - (2) 子どもたちの学習習慣の定着や郷土愛の育成を図るために、鹿屋寺子屋事業の「東サンサン塾」と「寿北ランラン塾」を実施している。
  - (3) 地域ぐるみで学校を支援する学校応援団のコーディネーターなど、学校と地域をつなぐ役割を担っている。

#### 《参考：鹿屋市のこれまでの受賞状況》

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ・花岡地区公民館    | (令和2年度)         |
| ・西原地区学習センター | (平成30年度)        |
| ・高須地区学習センター | (平成28年度)        |
| ・田崎地区学習センター | (平成26年度)        |
| ・鹿屋市中央公民館   | (平成20年度・昭和52年度) |
| ・串良公民館      | (平成14年度) 合併前    |